

別 紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年
厚生省
令第6
労働省号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設 ((1)による授産)	社会事業授産施設		

施設を除く。)			
<p>(3) 障害者総合支援法 第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所 障害者支援施設</p>		
<p>(4) 障害者総合支援法 第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所</p>		

に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
(7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		

(8) 障害者総合支援法 第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(9) 平成17年10月5日社援発第10050号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備すること。

増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発11118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。

(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
------	------

創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。 ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。
老朽民間社会 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。
応急仮設施設設 整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
避難スペース 整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備すること。

(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設

の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。 ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備すること。

(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援

スプリンクラー設備等整備	<p>施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>
--------------	--

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整 備 区 分	整 備 内 容
大規模修繕等	既存施設について令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那霸市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整	3／4	2／3

				備はこの限り ではない。)		
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市 (沖縄県及び 那覇市を除 く。ただし、 「障害者支援 施設等におけ る防犯対策等 の強化に係る 整備につい て」による整 備はこの限り ではない。)	3／4	2／3
(3) 障害福祉 サービス事 業所等						
ア 障害福祉 サービス事 業所（療養 介護を除 く。）	障害者総合支 援法第79条 第2項	障害者総合支 援法第79条 第2項に基づ き事業を実施 する法人（社 会福祉法人、 医療法人、日 本赤十字社、 公益社団法 人、一般社団 法人、公益財 団法人、一般 財団法人、NPO 法人、営利法 人等。以下 「社会福祉法 人等」とい う。）	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3／4	2／3
イ 障害福祉 サービス事	障害者総合支 援法第79条	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し	3／4	2／3

業所（療養 介護に限 る。）	第2項			くは中核市		
（4）障害者支 援施設	障害者総合支 援法第83条 第4項	地方税法（昭 和25年法律 第226号） 第348条第 2項第10の 6号及び第1 0の7号の規 定により固定 資産税を課さ れないことと されている法 人（社会福祉 法人、日本赤 十字社、公益 社団法人又は 公益財団法人 等。医療法人 を除く。）	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3／4	2／3
（5）身体障害 者社会参加 支援施設	身体障害者福 祉法第28条 第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3／4	2／3
（6）児童福祉 施設等						
（7）障害児入	児童福祉法第	社会福祉法人	児童福祉法	都道府県又は	3／4	2／3

所施設	35条第4項	又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財團法人	第56条の2第1項	指定都市若しくは児童相談所設置市		
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3／4	2／3
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

	いについて」					
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適當と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。
ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1又は別表1－2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類（障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、4の表の①（3）ア、（6）イ若しくは（6）ウのいずれか一つの施設の種類）ごとに、別表1－1又は別表1－2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少いほうの額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

- (ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額
- (イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額
- (ウ) 地域交流スペースに係る基準額
- a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。） 25,000千円（初度設備相当を併せて整備する場合は26,350千円）
- b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 34,590千円（初度設備相当を併せて整備する場合は35,940千円）
- c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。） 33,800千円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,410千円）
- d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、47,720千円（初度設備相当を併せて整備する場合は51,330千円）

(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

(2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のウ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用す

る。

イ ア以外の施設の場合

(3) のイ中「④の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3) の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対象施設 の種類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）・障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	5/6	4/5
	<ul style="list-style-type: none">・障害児入所施設（主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る。）	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する	・児童福祉施設	4/5	5.5/8

	る事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合		
ウ	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・障害児入所施設 	5/6 4/5
エ	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・障害児入所施設 	5/6 4/5

(補助金の概算払)

7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。

以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 入所定員又は利用定員
 - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付せざることがある。
 - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助

金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一社所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させことがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分

が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(5)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

1 3 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

1 4 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

1 5 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1－1

算 定 基 準

【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2－1又は別表2－2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2－3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

を基準額とする。

イ 一部改築及び拡張

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり49,500,000円を基準額とする。

ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり55,000,000円を基準額とする。

耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「49,500,000」を「65,700,000」、「55,000,000」を「73,000,000」とそれぞれ読み

	<p>替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉</p> <p>救護施設、更生施設</p> <p>力 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1－2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3－1又は別表3－2に掲げる1施設あたり基準単価（多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価）を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3－3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3－4又は別表3－5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3－6又は別表3－7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3－8又は別表3－9に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3－8又は別表3－9に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(キ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1－3

算 定 基 準

(別表 1－1、別表 1－2 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	5,720,000
		標準	5,450,000
	初度設備加算		84,000
更生施設	個室整備加算	都市部	400,000
		標準	381,000
本体	都市部	5,720,000	
	標準	5,450,000	
	初度設備加算		84,000
個室整備加算	都市部	400,000	
	標準	381,000	
授産施設	都市部	2,480,000	
	標準	2,370,000	
	初度設備加算		84,000
宿所提供的施設	都市部	1,970,000	
	標準	1,880,000	
	初度設備加算		84,000
社会事業授産施設	都市部	2,480,000	
	標準	2,370,000	
	初度設備加算		84,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
更生施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		下記都県内
		千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
更生施設	都市部	7,830,000
	標準	7,460,000
授産施設	都市部	3,360,000
	標準	3,200,000
宿所提供的施設	都市部	2,670,000
	標準	2,550,000
社会事業授産施設	都市部	3,360,000
	標準	3,200,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	6,350,000
		標準	6,050,000
	初度設備加算		94,000
	個室整備加算	都市部	445,000
		標準	424,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,700,000
	標準	8,290,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~100人 101人 ~120人 121人以上	都市部	52,800,000
		標準	50,300,000
		都市部	106,200,000
		標準	101,200,000
		都市部	177,300,000
		標準	168,900,000
		都市部	248,900,000
		標準	237,000,000
		都市部	320,700,000
		標準	305,500,000
		都市部	391,600,000
		標準	373,000,000
		都市部	463,500,000
		標準	441,500,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~100人 101人 ~120人 121人以上	都市部	42,600,000
		標準	40,600,000
		都市部	85,700,000
		標準	81,600,000
		都市部	143,300,000
		標準	136,500,000
		都市部	201,800,000
		標準	192,200,000
		都市部	259,200,000
		標準	246,900,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算 避難スペース整備加算	就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算 避難スペース整備加算	都市部	40,700,000
		標準	38,800,000
		都市部	133,800,000
		標準	127,500,000
		都市部	11,100,000
		標準	10,600,000
		都市部	12,900,000
		標準	12,300,000
		都市部	9,220,000
		標準	8,850,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部	6,090,000
		標準	5,810,000
避難スペース整備加算	避難スペース整備加算	都市部	35,400,000
		標準	33,700,000

別表3-1

療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	95,800,000
			標準	91,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	192,400,000
			標準	183,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	320,700,000
			標準	305,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	451,300,000
			標準	429,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	580,600,000
			標準	553,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	709,800,000
			標準	676,100,000
		121人以上	都市部	839,200,000
			標準	799,300,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	40,700,000
			標準	38,800,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		短期入所整備加算	都市部	11,100,000
			標準	10,600,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,900,000
			標準	12,300,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,220,000
			標準	8,850,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,090,000
			標準	5,810,000
		避難スペース整備加算	都市部	35,400,000
			標準	33,700,000
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	25,200,000
			標準	24,000,000
		短期入所整備加算	都市部	11,100,000
			標準	10,600,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	1,990,000
			標準	1,900,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,220,000
			標準	8,850,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,090,000
			標準	5,810,000
		避難スペース整備加算	都市部	35,400,000
			標準	33,700,000

別表3-1

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人以上	都市部	95,800,000
			標準	91,300,000
			都市部	192,400,000
			標準	183,300,000
			都市部	320,700,000
			標準	305,500,000
			都市部	451,300,000
			標準	429,900,000
			都市部	580,700,000
			標準	553,100,000
			都市部	709,900,000
			標準	676,200,000
			都市部	839,200,000
			標準	799,300,000
			都市部	40,700,000
			標準	38,800,000
			都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
			都市部	11,100,000
			標準	10,600,000
			都市部	12,900,000
			標準	12,300,000
			都市部	9,220,000
			標準	8,850,000
			都市部	6,090,000
			標準	5,810,000
			都市部	19,700,000
			標準	18,800,000
			都市部	35,400,000
			標準	33,700,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人以上	都市部	52,800,000
			標準	50,300,000
			都市部	106,200,000
			標準	101,200,000
			都市部	177,300,000
			標準	168,900,000
			都市部	248,900,000
			標準	237,000,000
			都市部	320,700,000
			標準	305,500,000
			都市部	391,600,000
			標準	373,000,000
			都市部	463,500,000
			標準	441,500,000

別表3-1

就労・訓練事業等整備加算	都市部	40,700,000
	標準	38,800,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	133,800,000
	標準	127,500,000
短期入所整備加算	都市部	11,100,000
	標準	10,600,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,900,000
	標準	12,300,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,220,000
	標準	8,850,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,090,000
	標準	5,810,000
避難スペース整備加算	都市部	35,400,000
	標準	33,700,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	26,400,000
	標準	25,200,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	13,500,000
	標準	12,900,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	9,220,000
	標準	8,850,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	6,090,000
	標準	5,810,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	35,400,000
	標準	33,700,000
補装具製作施設	都市部	13,500,000
	標準	12,900,000
盲導犬訓練施設	都市部	165,900,000
	標準	158,100,000
点字図書館	都市部	45,600,000
	標準	43,500,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	61,500,000
	標準	58,600,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援第1005012号)」により、都市部特例割増算後単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所のみの整備の場合」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 40人 以下	都市部	141,000,000
		標準	134,400,000
		都市部	235,100,000
		標準	223,900,000
		都市部	330,300,000
		標準	314,600,000
		都市部	425,600,000
	施設入所支援整備加算 利用定員 40人 以下	標準	405,300,000
		都市部	519,600,000
		標準	495,000,000
		都市部	614,800,000
		標準	585,500,000
		都市部	113,800,000
		標準	108,400,000
	就労・訓練事業等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算	都市部	190,200,000
		標準	181,100,000
		都市部	267,600,000
		標準	254,900,000
		都市部	343,800,000
		標準	327,500,000
		都市部	421,500,000
		標準	401,500,000
		都市部	497,700,000
		標準	474,000,000
		都市部	54,000,000
		標準	51,400,000
		都市部	12,400,000
		標準	11,700,000
		都市部	17,100,000
		標準	16,200,000

別表3-2

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	255,500,000
			標準	243,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	425,600,000
			標準	405,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	598,500,000
			標準	570,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	769,900,000
			標準	733,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	941,600,000
			標準	897,000,000
就労・訓練事業等整備加算		121人 ~	都市部	1,113,200,000
			標準	1,060,100,000
			都市部	54,000,000
短期入所整備加算			標準	51,400,000
			都市部	12,400,000
発達障害者支援センター整備加算			標準	11,700,000
			都市部	17,100,000
			標準	16,200,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 施設入所支援整備加算 就労・訓練事業等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準
		41人 ~ 60人	都市部 標準
		61人 ~ 80人	都市部 標準
		81人 ~ 100人	都市部 標準
		101人 ~ 120人	都市部 標準
		121人 ~	都市部 標準
		利用定員 40人 以下	都市部 標準
		41人 ~ 60人	都市部 標準
		61人 ~ 80人	都市部 標準
		81人 ~ 100人	都市部 標準
		101人 ~ 120人	都市部 標準
		121人 ~	都市部 標準
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準
		短期入所整備加算	都市部 標準
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準

別表3-3

療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	255,900,000
			標準	243,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	426,700,000
			標準	406,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	599,700,000
			標準	571,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	771,700,000
			標準	735,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	943,800,000
			標準	899,100,000
共同生活援助	本体	121人以上	都市部	1,116,000,000
			標準	1,062,700,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000
			標準	51,300,000
		短期入所整備加算	都市部	14,900,000
			標準	14,100,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000
			標準	16,200,000
		定員4人~10人	都市部	33,400,000
			標準	32,100,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	短期入所整備加算	都市部	14,900,000
			標準	14,100,000
		利用定員 40人 以下	都市部	255,500,000
			標準	243,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	425,500,000
			標準	405,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	598,500,000
			標準	570,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	769,900,000
			標準	733,300,000
		101人 ~ 120人	都市部	941,500,000
			標準	896,900,000
		121人 ~	都市部	1,113,200,000
			標準	1,060,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,000,000
			標準	51,300,000
		短期入所整備加算	都市部	12,400,000
			標準	11,700,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000
			標準	16,200,000

別表3-3

福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 40人以下	都市部	141,200,000
医療型児童発達支援センター			標準	134,700,000
児童発達支援事業所		41人 ~ 60人	都市部	235,600,000
放課後等デイサービス事業所			標準	224,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	330,900,000
			標準	315,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	426,700,000
			標準	406,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	520,900,000
			標準	496,200,000
		121人以上	都市部	616,400,000
			標準	587,100,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	54,000,000
短期入所整備加算			標準	51,300,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,000,000
			標準	16,200,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~100人 101人 ~120人 121人以上	都市部	58,600,000
		標準	55,900,000
		都市部	118,000,000
		標準	112,500,000
		都市部	197,000,000
		標準	187,600,000
		都市部	276,500,000
		標準	263,400,000
		都市部	356,400,000
		標準	339,500,000
		都市部	435,100,000
		標準	414,500,000
		都市部	515,000,000
		標準	490,500,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~100人 101人 ~120人 121人以上	都市部	47,400,000
		標準	45,100,000
		都市部	95,200,000
		標準	90,700,000
		都市部	159,200,000
		標準	151,600,000
		都市部	224,200,000
		標準	213,500,000
		都市部	288,000,000
		標準	274,300,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算 避難スペース整備加算	就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算 避難スペース整備加算	都市部	45,200,000
		標準	43,100,000
		都市部	148,700,000
		標準	141,600,000
		都市部	12,400,000
		標準	11,800,000
		都市部	14,300,000
		標準	13,600,000
		都市部	10,200,000
		標準	9,830,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部	6,770,000
		標準	6,450,000
避難スペース整備加算	避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
		標準	37,500,000

別表3-4

障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	106,500,000
			標準	101,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	213,800,000
			標準	203,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	501,500,000
			標準	477,600,000
		81人 ~ 100人	都市部	645,200,000
			標準	614,500,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	101人 ~ 120人	都市部	788,800,000
			標準	751,300,000
		121人以上	都市部	932,500,000
			標準	888,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	148,700,000
			標準	141,600,000
		短期入所整備加算	都市部	12,400,000
			標準	11,800,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000
			標準	13,600,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,200,000
			標準	9,830,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,770,000
			標準	6,450,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	21,900,000
			標準	20,900,000
		避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
			標準	37,500,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	115,000,000
			標準	109,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	230,900,000
			標準	219,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	384,900,000
			標準	366,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	541,600,000
			標準	515,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	696,800,000
			標準	663,700,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	101人 ~ 120人	都市部	851,900,000
			標準	811,400,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	121人以上	都市部	1,007,100,000
			標準	959,200,000

別表3-4

就労・訓練事業等整備加算	都市部	48,800,000
	標準	46,600,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	160,600,000
	標準	153,000,000
短期入所整備加算	都市部	13,400,000
	標準	12,700,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	11,000,000
	標準	10,600,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,310,000
	標準	6,970,000
小規模グループケア整備加算	都市部	23,600,000
	標準	22,500,000
避難スペース整備加算	都市部	42,400,000
	標準	40,500,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	29,400,000
	標準	28,000,000
補装具製作施設	都市部	15,000,000
	標準	14,300,000
点字図書館	都市部	50,700,000
	標準	48,300,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	68,400,000
	標準	65,100,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 156,700,000 標準 149,300,000
		41人 ~ 60人	都市部 261,200,000 標準 248,800,000
		61人 ~ 80人	都市部 367,000,000 標準 349,500,000
		81人 ~ 100人	都市部 472,900,000 標準 450,400,000
		101人 ~ 120人	都市部 577,300,000 標準 550,000,000
		121人 ~	都市部 683,100,000 標準 650,500,000
		利用定員 40人 以下	都市部 126,500,000 標準 120,500,000
		41人 ~ 60人	都市部 211,300,000 標準 201,200,000
		61人 ~ 80人	都市部 297,400,000 標準 283,200,000
		81人 ~ 100人	都市部 382,000,000 標準 363,900,000
		101人 ~ 120人	都市部 468,400,000 標準 446,100,000
		121人 ~	都市部 553,000,000 標準 526,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 60,000,000 標準 57,100,000
		短期入所整備加算	都市部 13,800,000 標準 13,000,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 19,000,000 標準 18,000,000

別表3-5

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	283,900,000
			標準	270,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	472,900,000
			標準	450,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	665,000,000
			標準	633,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	855,500,000
			標準	814,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	1,046,200,000
			標準	996,600,000
就労・訓練事業等整備加算		121人 ~	都市部	1,236,900,000
			標準	1,177,900,000
			都市部	60,000,000
短期入所整備加算			標準	57,100,000
			都市部	13,800,000
発達障害者支援センター整備加算			標準	13,000,000
			都市部	19,000,000
			標準	18,000,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(公害防止対策事業として行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	102,200,000
			標準	97,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	205,200,000
			標準	195,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	342,100,000
			標準	325,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	481,400,000
			標準	458,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	619,400,000
			標準	590,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	757,200,000
			標準	721,200,000
		121人 以上	都市部	895,200,000
			標準	852,600,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算 小規模グループケア整備加算 避難スペース整備加算		就労・訓練事業等整備加算	都市部	43,400,000
			標準	41,400,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	142,800,000
			標準	136,000,000
		短期入所整備加算	都市部	11,900,000
			標準	11,300,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,700,000
			標準	13,100,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,840,000
			標準	9,440,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,500,000
			標準	6,200,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	21,000,000
			標準	20,000,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	避難スペース整備加算	都市部	37,700,000
			標準	36,000,000
		利用定員 20人 以下	都市部	56,300,000
			標準	53,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	113,300,000
			標準	108,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	189,100,000
			標準	180,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	265,500,000
			標準	252,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	342,100,000
			標準	325,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	417,700,000
			標準	397,900,000
		121人 以上	都市部	494,400,000
			標準	470,900,000

別表3-6

就労・訓練事業等整備加算	都市部	43,400,000
	標準	41,400,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	142,800,000
	標準	136,000,000
短期入所整備加算	都市部	11,900,000
	標準	11,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,700,000
	標準	13,100,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,840,000
	標準	9,440,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,500,000
	標準	6,200,000
避難スペース整備加算	都市部	37,700,000
	標準	36,000,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	272,500,000
			標準	259,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	454,000,000
			標準	432,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	638,400,000
			標準	608,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	821,200,000
			標準	782,300,000
		101人 ~ 120人	都市部	1,004,400,000
			標準	956,800,000
		121人 以上	都市部	1,187,400,000
			標準	1,130,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,600,000
			標準	54,800,000
		短期入所整備加算	都市部	13,200,000
			標準	12,500,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,200,000
			標準	17,200,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下	都市部	58,600,000
		標準	55,900,000
		都市部	118,000,000
		標準	112,500,000
		都市部	197,000,000
		標準	187,600,000
		都市部	276,500,000
		標準	263,400,000
		都市部	356,400,000
		標準	339,500,000
		都市部	435,100,000
		標準	414,500,000
		都市部	515,000,000
		標準	490,500,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人 以下	都市部	47,400,000
		標準	45,100,000
		都市部	95,200,000
		標準	90,700,000
		都市部	159,200,000
		標準	151,600,000
		都市部	224,200,000
		標準	213,500,000
		都市部	288,000,000
		標準	274,300,000
		都市部	353,000,000
		標準	336,300,000
		都市部	417,000,000
		標準	397,200,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算 居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算 避難スペース整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000
		標準	43,100,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	148,700,000
		標準	141,600,000
	短期入所整備加算	都市部	12,400,000
		標準	11,800,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000
		標準	13,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算	都市部	10,200,000
		標準	9,830,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部	6,770,000
		標準	6,450,000
	避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
		標準	37,500,000

別表3-8

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	106,500,000
			標準	101,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	213,800,000
			標準	203,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	501,500,000
			標準	477,600,000
		81人 ~ 100人	都市部	645,200,000
			標準	614,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	788,800,000
			標準	751,300,000
		121人 以上	都市部	932,500,000
			標準	888,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	148,700,000
			標準	141,600,000
		短期入所整備加算	都市部	12,400,000
			標準	11,800,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000
			標準	13,600,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,200,000
			標準	9,830,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,770,000
			標準	6,450,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	21,900,000
			標準	20,900,000
		避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
			標準	37,500,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和元年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 156,700,000 標準 149,300,000
		41人 ~ 60人	都市部 261,200,000 標準 248,800,000
		61人 ~ 80人	都市部 367,000,000 標準 349,500,000
		81人 ~ 100人	都市部 472,900,000 標準 450,400,000
		101人 ~ 120人	都市部 577,300,000 標準 550,000,000
		121人 以上	都市部 683,100,000 標準 650,500,000
		利用定員 40人 以下	都市部 126,500,000 標準 120,500,000
		41人 ~ 60人	都市部 211,300,000 標準 201,200,000
		61人 ~ 80人	都市部 297,400,000 標準 283,200,000
		81人 ~ 100人	都市部 382,000,000 標準 363,900,000
		101人 ~ 120人	都市部 468,400,000 標準 446,100,000
		121人 以上	都市部 553,000,000 標準 526,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 60,000,000 標準 57,100,000
		短期入所整備加算	都市部 13,800,000 標準 13,000,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 19,000,000 標準 18,000,000

別表3-9

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	283,900,000
			標準	270,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	472,900,000
			標準	450,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	665,000,000
			標準	633,400,000
		81人 ~100人	都市部	855,500,000
			標準	814,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	1,046,200,000
			標準	996,600,000
就労・訓練事業等整備加算		121人 以上	都市部	1,236,900,000
			標準	1,177,900,000
			都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
短期入所整備加算			都市部	13,800,000
			標準	13,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,000,000
			標準	18,000,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費